

別表

<p>器械器具</p>	<p>一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p>
<p>標本及び模型</p>	<p>一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、 脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、 血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)</p>
<p>図書</p>	<p>一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)</p>
<p>その他の備品</p>	<p>ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)</p>

(備 考)

- 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。
- 2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。